

○国土交通省告示第十二号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に...

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

Table with 4 columns: 特定権利利益 (Specific Rights and Interests), 対象者 (Target Parties), 延長後の満了日 (Expiration Date after Extension), and 国土交通大臣 (Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism).

Table with 4 columns: 道路運送法 (Road Transport Act), 特定被災地域内に主たる事務所を有する者 (Persons whose main office is in a designated disaster area), 令和六年六月三十日 (June 30, 2024), and 国土交通大臣 (Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism).

住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二十二條第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
付き高齢者向け住宅事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の規定に基づくサービス	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十條第一項の規定に基づく管理業務主任者の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和六年六月三十日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第四十四條第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四十号)第二十一條第一項の規定に基づく解体工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一條第一項の規定に基づく登録試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六十一條第一項の規定に基づく試験の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四條第一項の規定に基づく登録住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第四十四條第一項の規定に基づく認定等の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第七條第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第四十一條第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十一條第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
タクシール業適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九條第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	特定被災地域内にタクシール業適正化特別措置法第十九條第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者	令和六年六月三十日
小型船舶業法(昭和四十一年法律第九十九号)第十六條第三項の規定に基づく小型船舶業の相続	特定被災地域内に事業場を有する者	令和六年六月三十日
不動産の鑑定評価に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)第十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和六年六月三十日

建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七十七号)第五十二條第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七十八号)第二條第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三千四百一十一号)第二條第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第三千四百四十八号)第二條第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
不動産投資顧問業登録規程(平成十二年建設省告示第八百二十八号)第三條第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和六年六月三十日
家賃債務保証業者登録規程(平成二十九年国土交通省告示第八百九十九号)第三條第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和六年六月三十日

備考 特定被災地域とは、令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第八号)が適用された市町村の区域をいう。